

倫理委員会規程

第1条（目的）

本規程は、公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）の理事会の決定に基づき構成された倫理委員会（以下「委員会」という）の運営に必要な事項を定める。

第2条（所管事項）

委員会は、次の事項を所管する。

- 1) 「基本規程 第2章倫理」等の整備に関すること。
- 2) 本協会の役職員等及び関係者等の綱紀肅正及び社会規範意識の啓発に関すること。
- 3) 法令等の違反及び「基本規程 第2章倫理」違反に対する処分に関すること。
- 4) その他、委員会の目的を達成するために必要なこと。

第3条（委員）

委員会に、次の人員を置き、その数は5名とする。

- 1) 委員長 1名

本協会の理事又は学識経験者（弁護士、公認会計士含む）の中から会長が委嘱する。

- 2) 委員 4名

委員長が本協会の専務理事1名及び弁護士1名以上と公認会計士1名以上が含まれる学識経験者3名を推薦し、理事会に諮って会長が委嘱する。

第4条（任期）

委員会委員の任期は、委嘱日より開始し、本協会理事の任期と同じく終了する。但し、再任を妨げない。

第5条（委員会）

委員会は委員長ならびに委員をもって構成する。

- 2 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 3 委員会の議事は、委員会委員の合意により決定する。
- 4 委員会の決議は、委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 5 委員長が必要と認めたときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 6 本規程に定めるものの他、委員会の目的を達成するために必要な事項は、委員会の決議を経て定める。
- 7 提案された議事に関して、事前に全ての委員会委員がその提案に合意する旨を表明したことが確認できた場合、委員会は開かれたものとみなすことができる。

第6条（拡大倫理委員会）

役員及び本協会の諸制度に基づき登録等を行っている者が処分の対象となる事案の審査・検討に際しては、前条に定める委員会に本協会の会長及び副会長3名を加えた拡大倫理委員会を開催することができる。

第7条（改廢）

本規程の改廢は、理事会の決定を経て行う。

附 則

この規程は2019年6月1日制定、2019年6月1日より施行する。